

生活保護制度について

(1) 生活保護の目的

①最低生活の保障

→利用し得る資産、能力等を活用しても生活に困窮する人に対して、困窮の程度に応じ、必要な保護の実施

②自立の助長

→世帯の状況に応じ、定期的な家庭訪問の実施
→就労支援員、学習支援員の配置

(2) 生活保護の基本原則

①国家責任による最低生活保障の原理

②保護請求権無差別平等の原理

③健康で文化的な最低生活費保障の原理

④保護の捕捉性の原理

→利用し得る資産、能力等を活用することが前提

(3) 生活保護実施上の原則



①保護申請の原則

→保護は申請を前提としているが、要保護者が急迫した状況である場合、申請がなくても必要な保護を行う(職権保護)ことが可能

②基準及び程度の原則

→国が定める基準により測定した要保護者の需要を基に、その者の金銭等で満たすことのできない、不足分を補う(保護の要否の判定基準)

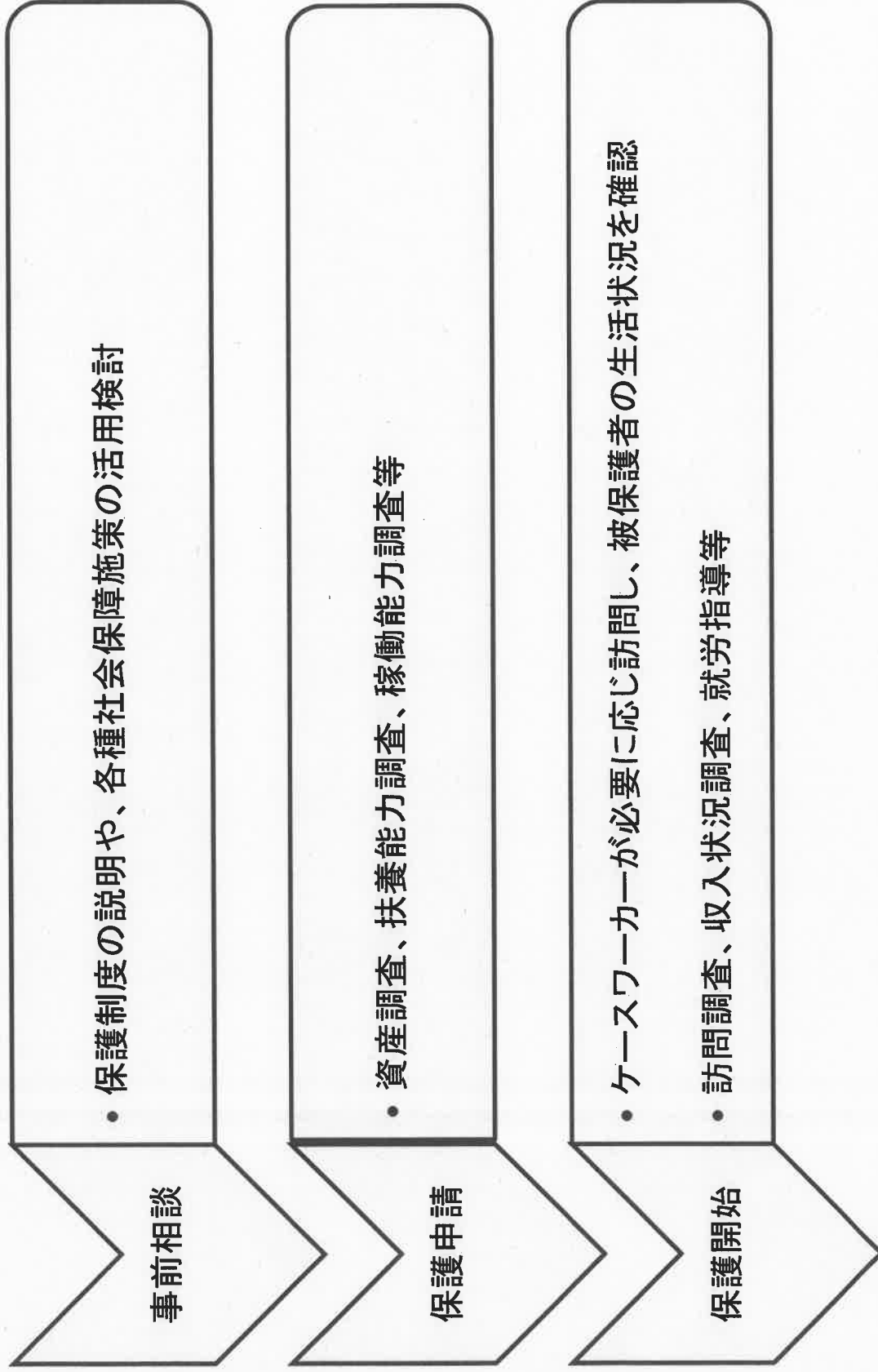
③必要即応の原則

→保護は、要保護者の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮し適切に実施するもので、機械的な運用ではなく、有効適切な保護を行うという趣旨

④世帯単位の原則

→保護の要否や程度は世帯単位で行うことが原則。個々について保護の請求権はあるが、その者がどの程度の生活困窮状況であるかは世帯全体で判断

(4) 生活保護の手続きの流れ



(5) 要否判定の方法

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と、その世帯の収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額を支給

最低生活費	
支給される保護費	年金、各種手当、就労収入等

(6) 扶助費の種類

扶助の種類	生活を営む上で生じる費用
生活扶助	日常生活に必要な食費、被服費、光熱費等の費用(母子加算、障害者加算等あり)
住宅扶助	家賃、住宅補修費
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品や給食費等
医療扶助	医療サービスを受けるための費用
介護扶助	介護サービスを受けるための費用
出産扶助	出産に要する費用
生業扶助	就労に必要な費用(高校等の就学費を含む)
葬祭扶助	葬祭の実施に要する費用

* 住宅、教育、出産、生業、葬祭には限度額有

(7) 生活扶助費の算定

生活扶助は、級地、世帯員の年齢、世帯員の年数、人員数、障がいの有無等を踏まえ算定

〈級地〉

生活様式や物価の違いなどによる生活水準の差に対応して、全国を6区分の級地に分類

1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
-	-	熊本市	荒尾市	-	その他

〈最低生活費の具体的事例〉 令和2年10月以降

3人世帯(33歳、30歳、4歳)

月額:円

	熊本市	荒尾市	その他
生活扶助費	147,360	147,360	137,860
住宅扶助費	40,400	46,000	43,000
合計	187,760	193,360	180,860
医療扶助等	上記額に加え、医療等の実費相当が必要に応じを給付される。		

生活扶助には、児童養育加算を含む。

住宅扶助は、上限額の例。

高齢者単身世帯(75歳)

月額:円

	熊本市	荒尾市	その他
生活扶助費	65,470	65,470	61,560
住宅扶助費	31,100	35,000	33,000
合計	96,570	100,470	94,560
医療扶助等	上記額に加え、医療等の実費相当が必要に応じを給付される。		

住宅扶助は、上限額の例。

必要に応じ支給される
加算等

- ① 冬季加算
- ② 妊産婦加算
- ③ 母子加算
- ④ 児童養育加算
- ⑤ 障害者加算
- ⑥ 介護保険料加算
- ⑦ 在宅患者加算
- ⑧ 放射線障害者加算
- ⑨ 就労自立給付金
- ⑩ 進学準備給付金

(8) 被保護者の権利と義務

<権利>

①不利益変更の禁止

→ 正当な理由が無ければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはない。

②公課禁止

→ 租税その他の公課をかせられない。

③差押禁止

→ 給付を受けた保護費、保護を受ける権利は差し押さえされない。

<義務>

①譲渡禁止

→ 保護を受ける権利を譲渡できない。

②生活上の義務

→ 能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

③届出の義務

→ 収入、居住地、世帯構成等に変動があった場合に届け出なければならない。

④指示等に従う義務

→ 福祉事務所からの指導又は指示に従う義務がある。